

宮前区役所会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、宮前区役所が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間、休憩時間等は、別表第1に定めるとおりとする。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員（次項に定める会計年度任用職員を除く。）の給料又は基本報酬の額は、別表第2に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

2 月額又は日額で支給する会計年度任用職員のうち別表第3に定める会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、同表に定めるとおりとする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 半日を単位として年次休暇を受けることができる会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員以外の職員とする。

(1) 埋火葬許可業務等会計年度任用職員

2 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、次の各号に掲げる会計年度任用職員については、当該各号に定める時刻で区分するものとする。

(1) 交通安全対策員

ア 7時00分から13時45分までの勤務時間の場合 10時00分

イ 8時30分から15時15分までの勤務時間の場合 11時30分

(2) マイナンバーカード交付会計年度任用職員

ア 6時間勤務の場合

前半が3時間勤務、後半が3時間勤務となる時刻

イ 6時間15分勤務の場合

前半が3時間勤務、後半が3時間15分勤務となる時刻

ウ 7時間15分勤務の場合

前半が3時間30分、後半が3時間45分となる時刻

(3) 国民年金業務会計年度任用職員

9時00分から17時15分までの勤務時間の場合 13時30分

(4) 被保護者自立生活支援相談員

ア 8時30分から15時15分までの勤務時間の場合 11時30分

イ 10時30分から17時15分までの勤務時間の場合 14時30分

(5) 生活保護調査事務会計年度任用職員

ア 8時30分から15時15分までの勤務時間の場合 11時30分

イ 10時30分から17時15分までの勤務時間の場合 14時30分

(6) 生活保護年金専門員

ア 8時30分から15時15分までの勤務時間の場合 11時30分

イ 10時30分から17時15分までの勤務時間の場合 14時30分

(7) タブレット入力支援等会計年度任用職員

ア 8時30分から15時15分までの勤務時間の場合及び8時30分から15時45分までの勤務時間の場合 11時30分

イ 9時30分から16時15分までの勤務時間の場合及び9時30分
から16時45分までの勤務時間の場合 12時30分

ウ 10時00分から17時15分までの勤務時間の場合及び10時30
分から17時15分までの勤務時間の場合 13時30分

(委任)

第5条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定
めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は宮前区長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
交通安全対策員	(1) 区民に対する交通安全思想の普及啓発に係る業務補助 (2) 区民に対する交通安全教育に係る業務補助 (3) その他危機管理担当の所管に係る業務補助	1	危機管理担当	危機管理担当	28時間 45分	7:00~18:00までの間で5時間45分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	1週間のうち5日	1週間のうち2日
埋火葬許可業務等会計年度任用職員	(1) 埋火葬許可証の発行に関する業務 (2) 戸籍届関係書類の受領に関する業務 (3) その他、区長が必要と認める業務	7	まちづくり推進部 総務課	まちづくり推進部 総務課	業務に従事するために必要と認める時間	業務に従事するために必要と認める時間 (休憩なし)	業務に従事するために必要と認める日	勤務が割り振られない日
社会教育指導員	(1) 社会教育事業の企画・実施に関する業務 (2) 社会教育関係団体の育成に関する業務 (3) 学習情報の収集・整理・提供に関する業務 (4) 学習相談に関する業務 (5) 広報活動に関する業務 (6) その他必要な業務	1	まちづくり推進部 生涯学習支援課	まちづくり推進部 生涯学習支援課	29時間	8:30~16:45 (休憩 12:00~13:00)	月曜日から金曜日までのうち週4日	土曜日、日曜日及び指定する曜日
マイナンバーカード交付会計年度任用職員	(1) マイナンバーカード交付業務 (2) 来客者への制度・手続きの対応 (3) 事務作業 (4) その他必要	2	区民サービス部 区民課	区民サービス部 区民課	29時間	土曜勤務がない場合 月曜日から金曜日の8:30~17:15までの間で7時間15分 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	1週間のうち4日 又は5日	日曜日及び勤務が割り振られない日

	な業務					土曜日勤務がある場合 月曜日から金曜日の8: 30~17:15までの間で6 時間15分 (休憩勤務時間の途中に おいて1時間) 土曜日の8:30~12:45 のうち4時間00分(休憩 なし)		
国民年金業務 会計年度任用 職員	(1)国民年金に関す る業務 (2)その他必要な業 務	1	区民サー ビス部保 険年金課	区民サー ビス部保 険年金課	29時間	9:00~17:15 (休憩勤務時間の途中に おいて1時間)	月・火・ 木・金の 週4日	土曜日、 日曜日及 び水曜日
宮前区役所利 用者支援業務 会計年度任用 職員	(1)保育所入所申請 者への相談・支援 等 (2)その他必要な業 務	1	地域みま もり支援 センター (福祉事 務所・保 健所支 所) 児童 家庭課	地域みま もり支援 センター (福祉事 務所・保 健所支 所) 児童 家庭課	28時間 45分	9:15~16:00 (休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までの週 5日	土曜日及 び日曜日
福祉事務所医 療・介護扶助 会計年度任用 職員	(1) 医療・介護指定 申請等の事務処理 (2) 長期入院・外 来患者の把握及び 承認期間の確認 (3) 診療報酬明細 書の点検及び振り 分け (4) 医療・介護扶 助の過誤調整事務 (5) その他の医 療・介護扶助関係 の補助事務	1	地域みま もり支援 センター (福祉事 務所・保 健所支 所) 保護 課	地域みま もり支援 センター (福祉事 務所・保 健所支 所) 保護 課	28時間 45分	9:00~15:45 (休憩12:00~13:00)	月曜日から金曜日 までの週 5日	土曜日及 び日曜日
被保護者自立 生活支援相談 員	(1) 面談による 相談支援 (2) 生活保護受 給者等就労自 立促進事業を 活用した就労 支援 (3) 公共職業安 定所の利用に 係る支援 (4) 就労支援事	2	地域みま もり支援 センター (福祉事 務所・保 健所支 所) 保護 課	地域みま もり支援 センター (福祉事 務所・保 健所支 所) 保護 課	29時間 以内で定 める時間	1日の勤務時間は次のい ずれかとし、その割り振 りは各所属長が定める。 ア 週5日勤務の場合 8:30~15:15 9:00~15:45 10:30~17:15 イ 週4日勤務の場合 9:00~17:15 (休憩は勤務時間の途中 において1時間)	月曜日から金曜日 までのう ち週5日 又は4日 勤務	土曜日、 日曜日及 び指定す る曜日 又は 土曜日及 び日曜日

	業等の情報提供及び利用勧奨 (5)採用面接に係る事前指導等 (6)就労後の定着支援 (7)その他、本事業の目的を達成するために必要な業務及び所属長が命ずる業務							
生活保護調査事務会計年度任用職員	(1)収入・資産状況等資力調査に関する事務処理 (2)扶養義務者への扶養能力調査に関する事務処理 (3)戸籍調査、関係先等の調査に関する事務処理 (4)その他保護の実施等に伴う事務補助	5	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所) 保護課	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所) 保護課	29時間以内で定める時間	1日の勤務時間は次のいずれかとし、その割り振りは各所属長が定める。 ア 週5日勤務の場合 8:30～15:15 9:00～15:45 10:30～17:15 イ 週4日勤務の場合 9:00～17:15 (休憩は勤務時間の途中において1時間)	月曜日から金曜日までのうち週5日又は4日勤務	土曜日、日曜日及び指定する曜日又は土曜日及び日曜日
生活保護年金専門員	(1)年金受給資格調査 (2)年金事務所への同行訪問 (3)年金に関する手続きに伴う援助業務 (4)年金制度に関する研修業務 (5)その他年金に関することの相談業務	1	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所) 保護課	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所) 保護課	29時間以内で定める時間	1日の勤務時間は次のいずれかとし、その割り振りは各所属長が定める。 ア 週5日勤務の場合 8:30～15:15 9:00～15:45 10:30～17:15 イ 週4日勤務の場合 9:00～17:15 (休憩は勤務時間の途中において1時間)	月曜日から金曜日までのうち週5日又は4日勤務	土曜日、日曜日及び指定する曜日又は土曜日及び日曜日
新型コロナウイルス感染症対策業務会計年度職員	(1)感染者情報のシステム登録 (2)健康観察支援 (3)医務・薬務業務 (4)その他、各種事務補助	1	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所) 支	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所) 支	28時間45分	8:30～17:15までの間で5時間45分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 12:00～13:00)	月曜日から金曜日までの週5日	土曜日及び日曜日

			所) 衛生課	所) 衛生課				
住民組織活動 支援業務会計 年度任用職員	(1) 補助金交付要 綱に基づく事務処 理 (2) その他町内 会・自治会の支援 に関する業務	1	まちづく り推進部 地域振興 課	まちづく り推進部 地域振興 課	28時間 45分	9:30~16:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日か ら金曜日 までの週 5日	土曜日及 び日曜日
タブレット入 力支援等会計 年度任用職員	(1) タブレット 入力支援業務 (2) 来客者への 制度・手続きの対 応 (3) その他	3	区民サー ビス部 区民課	区民サー ビス部 区民課	28時間 45分	土曜勤務がない場合 月曜日から金曜日の8: 30~17:15までの間で5 時間45分(休憩 勤務時 間の途中において1時 間) 土曜勤務がある場合 月曜日から金曜日の8: 30~17:15までの間で6 時間15分(休憩 勤務時 間の途中において1時 間) 土曜日の8:30~12:45 (休憩なし)	1週間の うち4日 又は5日	日曜日及 び勤務が 割り振ら れない日

備考 勤務日が休日に該当した場合に特に勤務することを命ずる職については、別表第1の付表に定めるところによる。

別表第1の付表

休日に特に勤務することを命ずる職

職名	特に勤務することを命ずる休日
マイナンバーカード交付会計年度任用職員	土曜日に勤務を命ずる日が休日に該当した場合の当該休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)
タブレット入力支援等会計年度任用職員	土曜日に勤務を命ずる日が休日に該当した場合の当該休日(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。)

別表第2(第3条関係)

会計年度任用職員(月額)の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
交通安全対策員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
社会教育指導員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給
マイナンバーカード交付会計年度任用職員	E	行政職給料表(1)1級24号給~29号給

国民年金業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
宮前区役所利用者支援業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
福祉事務所医療・介護扶助会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
被保護者自立生活支援相談員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
生活保護年金専門員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
生活保護調査事務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
新型コロナウイルス感染症対策業務会計年度職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
住民組織活動支援業務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
タブレット入力支援等会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給

別表第3（第3条関係）

会計年度任用職員（月額又は日額）の給料又は基本報酬の額

職名	支給単位	給料又は基本報酬の額	地域手当又はこれに相当する報酬を加えた額
埋火葬許可業務等会計年度任用職員	月額	863円	1,001円